

令和7年度 第20回 税に関する絵はがき作品 募集要項

公益社団法人井笠法人会 会長 坂本 修三
笠岡地区租税教育推進協議会 会長 大重 義法
笠岡地区青色申告会連合会 会長 長谷川靖子

1. 主 旨…… 少子高齢化が急速に進むなかで、社会保障の充実・公共事業・教育や科学技術の振興などの公的サービスの在り方や税金のしくみが見直されています。私達が安心して暮らすために欠かせない公的サービスは、税金が主な財源として使われており、使用目的など、もっと関心をもつべきだと考えております。
「税に関する絵はがき」作品募集事業を通して、日本国民として誇りの持てる租税システムを通じての納税の義務、租税の意義・役割などについて考え、ご家族と共に租税教育推進の理解を得る機会にしたいと存じます。
2. 主 催…… 公益社団法人 井笠法人会
3. 後 援…… 岡山県租税教育推進協議会・笠岡地区租税教育推進協議会
4. 協 賛…… 笠岡地区青色申告会連合会
5. 課 題…… 身の回りにある ①税金でできているものや、やっている仕事などはじめて知った税金のこんな使われ方 ②使われている税金を減らすためのこんな工夫！ ③みんなのために、こんなことに税金を使ってほしい！ など税金に関する「はがき絵画」であればなんでも構いません。(文字も記入して下さい)
6. 応募資格…… 笠岡税務署管内(笠岡市、井原市、矢掛町)の小学5・6年生
7. 応募点数…… 児童1名につき1点
8. 応募基準…… ①用紙…応募用紙を切り離してご使用ください。
②絵具…クレヨン、色鉛筆、水彩絵具等なんでも結構です。
(パソコンの使用は不可)
9. 応募方法…… 応募用紙に学校名、学年、氏名、ふりがなを記入し、学校ごとに取りまとめ、「出品者一覧表」にご記入のうえ、令和7年9月4日(木)までに(公社)井笠法人会事務局へご提出ください。(持込提出が難しい場合は着払いで郵送頂いても構いません)
10. 審 査…… 募集締め切り後、主催者および有識者などで組織する審査会において審査し、適宜の方法で小学校を通して受賞者に通知いたします。(11 月頃)原則として、誤字脱字のあるもの、著作権・商標権に抵触するものは審査の対象となりません。
11. 表 彰…… 笠岡税務署長賞、笠岡地区租税教育推進協議会長賞、(公社)井笠法人会会長賞、(公社)井笠法人会青年部長賞、(公社)井笠法人会女性部長賞など賞状及び副賞、参加賞を授与いたします。また、応募多数の学校についても表彰の対象とし、優秀作品は展示会及び法人会会報でご紹介する他、カレンダーにして各小学校などに配布いたします。
12. その他…… 応募作品の著作権は主催者に帰属します。
応募作品は、作品展示会にて掲示いたします。

※応募に関する個人情報については、表彰のための連絡及び発表、作品展示会以外には使用いたしません。入賞作品に関しては、上記に加え会報誌への掲載と、報道機関等への資料提供をさせていただきますので予めご了承ください。

13. 提 出 先…… 公益社団法人 井笠法人会 事務局
〒714-0098 笠岡市十一番町 3-3(笠岡商工会議所内) TEL 0865-63-1151